

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 52 —



令和4年3月
編集・発行/
白子町農業委員会

『町の頑張る農業者』を皆さんに紹介します。

長生郡市農林業功労者表彰を受賞 ～機械化体系を確立～

白子町剃金 長島 圭一 さん

令和4年1月12日（水）、長島圭一さんは、長生農業改良普及事業協議会、馬淵昌也会長（一宮町長）より、長生郡市内の農業経営の発展に対し特に功績があった者として、「農林業技術功労賞」を授与されました。

主な功績内容は、本町の特産物である玉ねぎ栽培において地域に先駆け、機械（は種機、移植機、乗用管理機、収穫機等）の導入を図り、重労働作業から省力化に向け、は種から収穫まで一連作業の機械化体系を確立し、生産規模の拡大、農業経営の合理化を実現させると共に、積極的に研修生を受け入れ、担い手の育成に尽力されたことによるものです。



水稲と露地野菜の複合経営を行っている長島さん。玉ねぎ（500a）の他にも、葉玉ねぎ（200a）、落花生（700a）、ししとう（40a）、蚕豆（70a）と多品目を栽培しています。2月は葉玉ねぎ収穫の最盛期で多忙な時でしたが、早く取材に応じてくれました。



「今回、表彰してもらったけど、話を聞きにくるほど大袈裟なものじゃないよ。」と謙遜する長島さん。「美味しいものを皆に食べてもらいたいという気持ちで頑張ってきただけ。農業を始めて48年、その間苦労したこともあったけど、何とか乗り越えてきたというのが正直なところ。もちろん自分1人の力では、ここまで出来なかったもので、妻にも感謝しているよ。口には出さないけどね。」と笑う。

また「俺も出来て後10年かな？その後は後継者に任せるよ。農地を託して守っていかなきゃいけないからね。」と思いを語ってくれました。

長島さんの指導の下で学んだ複数の研修生が既に地域の担い手として、玉ねぎの生産に取り組んでいます。「白子たまねぎ」を消費者が求めるようになり、産地として更に発展するためには、生産量の増加と担い手の確保は必要不可欠です。

現在、長島さんは66歳とまだまだ現役。今後も地域の担い手であると同時に今まで培った栽培技術の経験を生かし、地域生産者への良きアドバイザーとしての活躍を期待しています。



（葉玉ねぎ出荷作業 2,500束/1日）

農地転用の手続きについて

農地転用許可制度とは...(農地法第4条・第5条)

概要

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を保有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

農地を農地以外の目的で利用する場合には許可が必要です。

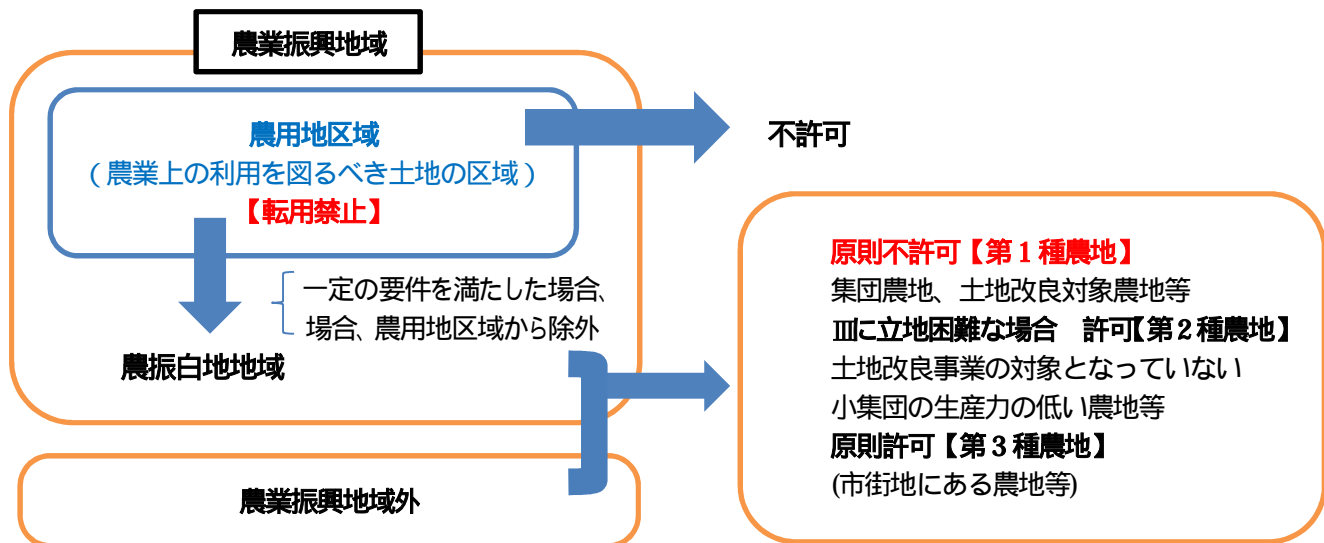
農地転用とは、農地を耕作目的以外に利用することで、駐車場、資材置場、住宅などの用地に転換することです。

- ・(恒久転用) 農地を改廃し、地目を変更する場合
- ・(一時転用) ある目的達成のため一時的に農地を農地以外のものにし、目的達成後は再び農地に復元する場合
(一時転用では所有権移転、地目の変更は認められません)

対象となる農地は、すべての農地が許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。許可を得ずに耕作目的以外に利用すると違反転用となり、農業委員会からの指導対象となります。

～罰則の規定～ 3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(農地法第64条、第67条)

農業振興地域農用地区域内にある農地については、はじめに農用地区域から除外する手続が必要となります。



1. 申請手続き 受付期間 (毎月21～25日)

(ただし、25日が土曜日または祝日の場合は24日、25日が日曜日の場合は、23日が締め切りとなります。)

なお、郵送での受付は出来ませんので、お手数ですが白子町農業委員会の窓口までお越しください。

2. 申請書類 一覧(主なもの)

- ・申請書 ・土地登記簿謄本 ・住民票抄本 ・資金計画書 ・見積書
- ・法人登記簿謄本/法人定款(法人申請の場合) ・位置図 ・公図写 ・周辺土地利用状況図 ・現況写真
- ・事業計画書 ・土地利用計画図 ・両総土地改良区意見書 ・排水、転用同意書

詳しくは町ホームページに添付書類一覧を掲載していますのでご確認ください。

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115